

山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林水産業における担い手の減少が問題となる中、U J I ターンによる人材を確保するため、お試し就業に係る経費の一部を補助することにより、新たな担い手の確保を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン 山口県外から市内へ転入するものをいう。
- (2) お試し就業 農林水産業に就業するために有期の雇用契約等に基づいて、1月以上市内に居住し、事業主のもとで就業することをいう。
- (3) 地域おこし協力隊 山口市長から任用通知書等の交付を受け、活動する者をいう。
- (4) 就労希望者 お試し就業により、事業主のもとで就業を希望する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する就労希望者を受け入れてお試し就業を行う事業者（個人事業主を含む）とする。ただし、補助対象者の役員の3親等以内の親族は、就労希望者となることはできない。

- (1) U J I ターンにより今後転入を希望する者で交付申請時に45歳未満である者
- (2) 地域おこし協力隊を2年以上経験した者で、かつ解嘱から1年以内であり、引き続き市内へ居住する者

2 本補助金と同じ目的の国・県等の補助金を利用する者については対象外とする。ただし、国・県等の補助事業と対象経費が明確に区分できるものは利用可能とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を

添えて、お試し就業を行う一週間前までに市長に提出しなければならない。

2 一人の就労希望者に対する補助金の交付は一度限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象活動の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定した場合は、山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告等)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市農林水産業U J I ターンお試し就業補助金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、上記請求書の提出を受けてから30日以内に補助金を支払うこととする。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(4) 市長の指導等に従わないとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象事業者において第 3 条に規定する就労希望者を受け入れ、その期間中に支払った給与（賃金及び就業規則等に定められた諸手当）、社会保険料その他必要と認める経費	3 分の 2 以内	1 人当たり 月額 100 千円、3 か月を上限とする。

※月の途中から補助事業を開始した場合の 3 か月の計算は、開始日の 3 か月後の前日を補助事業の終了日とする。

事業実施期間	交付決定日から当該年度の 2 月末日までに完了するもの
--------	-----------------------------